

スウェーデン開発協力政策の理念と評価システム ベトナム法整備支援を事例として

砂原美佳*

Principles and Evaluation System of the Swedish International Development Cooperation Policy:

A Case-Study of the Legal Assistance to Vietnam

SUNAHARA Mika*

Abstract

This paper examines the issue of ODA which focuses on assistance in the field of “democracy and human rights” and the question of ODA evaluation, by looking into the evaluation system adopted by the Swedish official development assistance policies. The objectives of this research are to evaluate the “effectiveness” of “democracy and human rights” projects and to review the applicability of the Logical Framework Approach (LFA). Data for analysis will be derived from the LFA evaluation report on Swedish legal assistance projects to Vietnam.

Legal assistance to Vietnam starts with its overall goal on promoting “democracy and human rights”. At the project level, the objective is defined as “strengthening the rule of law”. However, numerous researches have pointed out that it is difficult to evaluate projects defined by such objective, if one chooses to use the LFA. The major cause of this difficulty is the need to look for clarification of objective. By examination of the said report, this paper makes it clear that “indication” and “specification” of objectives are included in the clarification process, but “indexation” does not mean “clarification”. Besides, the paper also reveals that the nature of Swedish evaluation on legal assistance projects requires that government of the counterpart country also acts as the evaluator to pass judgment on the question of “effectiveness”. This paper therefore also seeks to clarify the possibility of such evaluation system to ensure a “result-oriented accountability”

はじめに

本稿の目的は、スウェーデン政府開発援助（以下ODA）政策の評価システムに着目し、ベトナム法整備支援を事例に「民主主義」「人権」（以下「D/HR」）を理念とする開発協力の評価とその課題について検討す

ることである¹。

スウェーデンのODAは「国内福祉の延長」と称され、「人道主義」「国際的連帯」という援助哲学のもと発展してきた歴史を持つ（Danielson A. 2003: 4-7）。開発途上国との連帯への国民からの支持は高く、国際協力に対する政策的正統性は安定して保たれ、

* 名古屋大学大学院国際開発研究科国際協力専攻博士後期課程在籍

他の北欧諸国やオランダと並び、対GDP比率、贈与比率等の「質」も高い²。そのためスウェーデンのODAは、開発協力の一つの模範として特に福祉や教育学、最近では文化人類学の分野から注目を集めている。一方で、行政ないし評価研究に目を転じれば、我が国においてスウェーデンのODA評価を取り上げた研究は、管見の限りでは行政管理研究センター調査研究部による『ODAの評価システム(II) 理論と国際比較』において紹介された「北欧諸国のODA」(森田・小川1994: 47-71)のみであり、非常に限られているといえる。

森田・小川(1994)は、1990年代前半までのスウェーデン及びノルウェーのODA実施・評価体制を概観し、両国の行政活動に対する民主的統制の仕組みの特徴として、情報公開の徹底がODA政策に対する国民による最終的評価の機会を形成していること、ODAに従事する職員が専門家として自律的な職業倫理を確立していること、専門的基準による自己評価を絶えず行なっていることなどをその特徴として取り上げながら、「ギルバートによる行政責任の類型でいえば、内在的非制度的責任のシステム」であると位置づけた(森田・小川1994: 50-51)。このように実施機関内部の自律性を重視する評価体制を維持しつつも、EU加盟、ODA実施機関の国際開発協力庁(Swedish International Development Cooperation Agency: 以下Sidaと表記³)への一元化、Sida総裁直属機関として「評価および内部監査局」(Secretariat for Evaluation and Internal Audit: 以下UTVと表記)の設置による評価機能強化など、1995年に実施された大規模なODA制度改革を契機にスウェー

デンODA評価体制は一新され、スウェーデン国内のみならずEUの一員としてODAの結果に対するアカウンタビリティ要求にいかに応えるかがUTVの取り組むべき大きな課題となっている。

評価が目的の達成度を問う機能を有するものである以上、評価はその前提として「政策体系」と「明確な目標」を必要とする。これらが必要とされるのは、政策、施策、事業のいずれのレベルの評価であれ、目標が明確に示されることが個別事業と全体目標との関連性の検証可能性を高め、さらに評価結果のフィードバックによる政策の修正/改善を行ないうるとの期待がその前提にあるためである。スウェーデンODAは、「貧困の削減」を頂点とする「政策体系」を形作っており、法整備支援は、「D/HR」を直接の目的とする事業に位置づけられている。このような「D/HR」を目的とした事業をいかに評価するかという問題は、目標の明確化を求めるLFA⁴の有用性をめぐる議論とともに、UTVによる評価研究の一つの焦点となっている。

本稿の問題関心は、1995年のODA制度改革以降、Sidaにおいても導入されたLFAが、それ以前から「D/HR」という理念のもとで実施されてきた法整備支援を評価する上で、いかに機能しうるかという点にある。

以下の構成は次の通り。IIでは、スウェーデンにおける「D/HR」事業の評価の課題を、目標の明確性を求めるLFA導入を巡る議論をもとに整理する。IIIでは、スウェーデン法整備支援が「法の支配」を目的に掲げるに至る経緯を時系列的に整理し、現在のスウェーデンODA政策の「政策体系」と法整備支援の位置づけを明らかにする。IVでは、

IIにおいて整理した課題にスウェーデンがいかに対処したかをベトナム法整備支援の評価事例をもとに検討する。最後に、スウェーデン法整備支援の特徴と評価の課題を検討する。

・「D/HR」評価とLFA

SidaがLFAの導入に踏み切ったのは1996年のことである。SidaはLFAを「結果による管理」の道具と位置づけ（Sida1996: 2-3）、「D/HR」事業に対してもその適用を進めているが、LFAの実用性を疑問視する姿勢は強く、LFAを用いた「D/HR」評価の限界あるいは可能性をさぐる研究を継続して行なっている。たとえば、Poate D. (2000)は、「D/HR」分野へのLFAの適用可能性について論じ、スウェーデンのODAの多くが、「人権の促進」など、「過度に楽観的」とされる事業目的を設定していることがLFAを用いた評価を困難にしている原因としている。このような議論を、「人権の促進」を目的とする事業の評価を例に考察すれば以下になるだろう。

「人権の促進」は、2、3年の事業期間でその達成を見込むにはあまりに野心的な事業目的であり、さらに事業において「促進」すべき「人権」の内容が示されていない場合、評価者はこの事業が何を到達点としているのか理解することができない。その到達点と現状を比較し何が乖離しているのかを探ることが評価者に期待される役割の一つとすれば、まず評価者自らが、事業目的である「人権」概念を規定し、次に事業活動の「結果」を把握し、最後に事業実施の結果生じたといいうる事業対象者の変化と、評価者が概念化した「人権」概念とを照ら

し合わせ、「人権」が促進されたかどうかを判断するという手続きを踏む。このように、目的が達成されたかどうかを評価することを「有効性評価」と呼ぶ。LFAは「妥当性 (relevance)」「有効性 (effectiveness)」「インパクト」「効率性 (efficiency)」「自立発展性 (sustainability)」を評価項目とするが、目標達成度を検討する「有効性」だけに注目しても、この例のような事業を評価するにはいくつかの課題に答えなければならない。例えばこの事業は、目的は示されているが目的達成の基準は示されておらず（以下、基準が示された目的を「目標」とする）そのためたとえ評価者が事業目的に対し何らかの判断を下しても、同じ事象を人権が促進されたと判断するに足るとするか、あるいはこの程度では促進されたとはいえないとするかは各評価者の価値観や立場等に左右される。このような場合、ODAの「結果に対するアカウンタビリティ」は評価者による「有効性」の説明が評価結果の想定利用者を説得できるかにかかってこようが、それを確保する術はODA実施者や評価者等、関係者の責任感、職業倫理等に頼る他ない。

LFAは、このような問題に対処することを意図した管理手法である。「曖昧な目的」の設定を回避する機能として、例えば、その事業の期間が3年であれば、3年以内に達成しうような「目標」を掲げること、目標達成の基準は可能な限り数量的に示すこと（以下、数量的に示された基準を「指標」とする）、全体目標と事業目標、具体的活動との関係を論理的に説明すること、さらに「促進」や「改善」、「強化」といった不明瞭な表現を避け、「Aを制度化する」や「AからBに減少させる」など明瞭な表現を用

いることなどの規則を取り決め、それに従いODAの計画立案から評価までを一元的に管理することで過度に楽観的な目的設定を回避しようとの意図がこめられているのである。

SIDAが示したLFAに対する懐疑的姿勢は、LFAそのものに対する疑問というよりも、LFAが意図するように、LFAを導入することでスウェーデンODAの事業目的が明確化され、それにより「D/HR」評価の困難さが解消するののかという、「D/HR」事業の目的設定に対するLFAの実用性に対する疑問から示されたといえる。このような、「D/HR」評価の問題を目的の明確化の課題に置き換えた議論は、LFAが導入されて10年近く経過した現在、法整備支援を評価する上でどのように取り扱われているのだろうか。また、「D/HR」を目的とする法整備支援の有効性は、いかに説明されているのだろうか。

後に検討するベトナム法整備支援は、SidaがLFAを取り入れた1996年以降も、事業目的は「法の支配の強化」というように「強化」というLFAが不明瞭とする表現を用いている。また「法の支配」の内容も具体的には示されず、「法の支配」が強化されたことを判断するための「指標」もない。このような事業の有効性評価の困難さは先に述べたとおりであるが、ベトナム法整備支援は目下のところ関係機関から成功との評価を与えられている。ベトナム法整備支援の評価者はその根拠をいかに説明し、UTVは何をもってこれを成功としたのだろうか。このような事例の検討に入る前に、以下ではスウェーデンODA政策の「政策体系」を示し、ODA政策全体と法整備支援の関係を

明らかにしたい。「政策体系」とは、政策には階層構造があり、その構造は目的と手段の因果関係をもって構成されるとするものである。すなわち政府活動は、便宜上「政策」を具体化した「施策」、それをさらに具体化した「事業」という具合の階層構造を持ち、それぞれの関係は、「事業」は「施策」目的を達成する手段、「施策」は政策「目的」を達成する手段、という具合に目的手段の因果関係をもつ。実際の「政策体系」は単純に3階層に区分しうるものではないが、スウェーデン法整備支援の経緯を追いながら、ODA政策の目的手段の因果関係に占めるベトナム法整備支援の位置づけを明らかにし、その有効性を検討する上での足がかりとしたい。

・ スウェーデン法整備支援の理念と「民主主義」「人権」

スウェーデンは、ODA政策全体を貫く目的を「最貧国に住む人々の生活水準の向上」と定めている。この目的は、1962年に「政府指針100 (1962: 100)⁵」に明記されて以来一貫したものである。その後「政府指針135 (1977/78: 135)」において6つの長期目標が定められ、その一つとして「民主主義、社会開発、および人権」が掲げられた⁶。

このような理念のもとで展開されてきたスウェーデンの法整備支援の経験をまとめた最初の包括的研究は、Sevastik P. (編)『開発途上国に対する法整備支援』である。これは、「ベトナムにおける法の支配強化のための支援 (フェーズI, II)」に関与した研究者および実務家により執筆され、内容もベトナム法整備支援の実情と課題という実践的な議論から、法と開発をめぐる理論的

課題の検討まで多岐にわたるもので、スウェーデンの法整備支援を語る上で非常に重要な文献となっている。そこで、この文献の編者で国際協力と法の支配について検討したSevastik P.の議論およびインタビュー調査をもとに、スウェーデンのODAの中で「D/HR」に優先順位が与えられ、法整備支援が「法の支配」を理念として掲げるに至る経緯を整理する⁷⁾。

1. 「理念」の確立 開発協力体制の成立期 1950年代から1970年代

1950年代から70年代は、スウェーデンにおいてODAが制度化された時代であると同時に国内的には新しい福祉国家建設へ向け国内整備が進んだ時代でもある。福祉国家建設のスローガンであった貧困者への「連帯」の精神は、1950年代末から1960年代初頭にかけての独立国家の急増、反アパルトヘイト市民運動を契機に、「国際的連帯」として国際協力の動機となった（Sellstrom T. 1999）。現在のスウェーデンは、「国際的連帯」「人道主義」という哲学のもとで「D/HR」を目的とする法整備支援を展開しているが、1960年代当初、「D/HR」は実質的な目的とはみなされてはいなかった（Sevastik P. 1997: 18）。その理由は、「D/HR」概念が包摂する政治性であり、植民地解放運動が世界中に広がり、多数の開発途上国が民族自決権を主張した1960年代において、他国に対する介入自体が植民地的な意味合いを持つものと理解される傾向をもったためである（Sevastik P. 1997: 18）。新興独立国家が経済を発展させるためには強力で安定した政権を必要とするという認識のもと、民主的正統性を持たない一党支配体制であ

れそれを許容する姿勢が潮流となり、スウェーデンのODAもこのような傾向にしたがって展開された。例えば、スウェーデンODAの最初の受取国はエチオピアおよびパキスタンであり、また1965年には対象国が20カ国に拡大されたが、その選定基準は1952年に設置された「開発途上地域技術援助中央委員会」の執行委による援助国選定方針に従うもので、軍事独裁政権を支援する場合もあった⁸⁾。したがって、「D/HR」は「政府指針100」において目的として明示されたものの、60年代当初、対象国・分野選定の基準とはみなされていなかったことが窺える。

1960年代末になるとスウェーデンのODA対象国の選定過程に一層の政治的イデオロギーが反映されるに至る。たとえば戦時中のベトナムに対するODAの承認（1969年）、アジア及びラテンアメリカにおける社会主義国家やアフリカ解放運動への共鳴、さらに難民問題への対処を目的とした南アフリカ、ザンビア、レソト王国、スワジランド王国、ボツワナ共和国等の「前線国家」に対する資源配分が拡大傾向をみせた（Sevastik P. 1997: 19-20）。

このように60年代後半から70年代末にかけて、スウェーデン政府がODAに割く予算規模は拡大したものの、この時期において「D/HR」は他のODA主要目的と同レベルに位置づけられるにとどまり（Sevastik P. 1997: 21）教育、医療、農業分野を中心とするODAが積極的に展開される一方で、「D/HR」を目的とするODAは非常に限られたものであった。しかしながら、この時期に展開された反アパルトヘイト市民運動と法律扶助を中心としたNGOへの協力が、

ODAとしてのスウェーデン法整備支援の萌芽とされている (Sevastik P. 1997: 19)。

2. 「崇高な目的」から実質的目的へ 1980年代から1990年代前半

スウェーデンのODAは70年代に予算規模も支援対象国も劇的に拡大した。しかしながら十分な計画管理の予想が立たない場合にも支援対象国の裁量に大きくゆだねる形で援助を拡大したことに對し、非社会主義政党からは援助管理の緩やかさへの批判と財政運営の厳密化を要求され、さらに支援対象国の一部からは設備の老朽化やプログラムの失敗の放置といった問題が提出された (森田・小川1994: 57)。このような問題に對し、「プロジェクトの条件設定や管理をより綿密に行なう『関心を向ける援助 Concerned Aid』へのコンセプトの転換」が、そして行財政改革に呼応した形で「『目的による管理 Management by Objectives』だけではなく『結果による管理 Management by Results』をも重んじる視点 (森田・小川1994: 57)」が強調され、その手段としてODA評価の問題に一層の関心が寄せられることとなった。一方で視点を外に向けると、ソビエト連邦の崩壊、旧社会主義諸国の計画経済から市場経済への移行、アパルトヘイトの終焉、冷戦の終結といった国際環境のダイナミックな変化がODAに対する新たなニーズを次々と生み出し、スウェーデンは、新たなニーズの中から何を選擇するかという優先順位を巡る課題に直面することとなった (Danielson A. 2003: 3)。

このような流れの中で、80年代は「スウェーデンが受け入れうる開発展望を持つ潜在性をもつ支援対象国を確定すること」が

重視され、結果、ODAの大部分が社会主義的展望を持つ国々 (タンザニア、モザンビーク、ニカラグア、ベトナム、キューバ) や自由化運動を展開している国々 (インドシナ諸国や南アフリカ) に向けられた (Danielson A. 2003: 3-4)。しかしながら90年代以降、その傾向に変化が見られるようになる。ODAの予算推移に着目した場合、非社会主義的政党が政権に就いた1992年、「D/HR」分野に対する予算が約4倍に拡大した一方で、キューバに對するODAは打ち切られ、ベトナム、ラオス、モザンビーク等の社会主義諸国に對する予算も削減された。その理由は、これら社会主義諸国において「D/HR」の課題が實現される可能性が非常に低いと政府が判断したためである (Sevastik P. 1997: 22)。

このように、80年代は「結果による管理」の影響を受け、スウェーデンODAは社会民主党政権の掲げる政策と同調するとみなされた国にその対象を向けたが、92年の政権交代に伴いその対象は社会主義国から「D/HR」を重視する姿勢を見せる国へと転換した。

1990年以降、Sidaは「D/HR」に向け2つのアプローチをとっている。一つは、「D/HR」の確立をODAにより直接目指すもの、もう一つは、直接的には受入国の経済開発強化を目的とする類のODAを供与し、それにより間接的に「D/HR」の確立に向けた道を作り上げようとするものである (Sevastik P. 1997: 22)。ここで注意したいのは、後者の形態が選擇されたからといって「D/HR」の確立よりも「経済発展」に優先順位が置かれることを意味するものではない点である。「政府指針 (1992/93)」は、全

体目標である貧困の撲滅と個別プログラムとの関連性を積極的に把握する必要性を指摘した後で、政治的民主主義の軽視が貧困を招いた点を考慮してこなかったと振り返り、経済成長は民主的環境を作り出す上で必要不可欠な要素であるとの見解を示した。この見解は経済成長を民主的環境作りの手段と位置づける政府および議会の認識を示している。例えばベトナム法整備支援の場合、その第1フェーズの目的は「経済成長ならびに市場経済への移行」とされていることから、一見すると「D/HR」の確立よりも経済成長が優先されているように思われる。しかしながら、SIDAは第1フェーズを準備期と位置づけ、主な活動はベトナム側との対話を通じた調査研究とし、その目的を信頼関係の構築においた。経済成長/市場経済化を最重要課題とするドイ・モイの一環として法整備を位置づけるベトナムに対し、スウェーデンはそれを「D/HR」の枠組みに位置づけており、この時点で両国の政策はその優先順位を異にしている。準備期と位置づけられた第1フェーズにおいて、「D/HR」に対する両国の認識の違いがいかん調整されたかを明らかにするには更なる検討が必要であるが、第2フェーズにおいて「法の支配の強化」が目的として掲げられ、その予算規模のみならず関連する機関も拡大したことは、ラオスにおいて、「D/HR」に対する積極的姿勢が見えないことを理由に法整備支援事業が大幅に削減されたことと対照的である。第2フェーズの事業文書（Project Document（1999）以下「PD（1999）」）に直接言及はないものの、スウェーデンがベトナム法整備支援を拡大した理由の一つは、両国の合意により設定

された事業目標が「法の支配の強化」とされたこと自体が準備期における対話の成功、すなわちベトナム側が「D/HR」を受け入れる姿勢を見せたことの表れであるとスウェーデン側が判断した結果とみることができ。このようにベトナム法整備支援第1フェーズは間接的に「D/HR」確立を目指す準備段階と位置づけられていたものであり、したがって、「経済成長」を目的として掲げる事業であっても、「経済開発」に「D/HR」と同等以上の価値が置かれていたとはみなせない。

3. 目的の収斂と「D/HR」アプローチの多様化 1990年代後半から現在

1995年に発足したSidaは、法整備支援を「民主的統治」の枠組みに位置づけた⁹。95年以降のスウェーデン法整備支援の目的は、90年代後半に次々と公表された「D/HR」関連文書から読み取ることができる。例えばSidaは、SIDAが1993年に作成した『「D/HR」支援プログラムのためのSIDA戦略』（以下「SIDA戦略」）を一新し、1997年に『平和、民主主義、人権に向けたSidaの活動計画』（以下「Sida計画」と表記）を公表した。「SIDA戦略」が市民権（civic rights）を重視するものであったのに対し（SIDA1993）、「Sida計画」においては「Sidaの活動は国際的に認められた全ての人権を含むべきこと」とされた（Sida1997）。さらに同文書において、民主主義の促進を通じた紛争予防への貢献が強調され、「D/HR」は紛争予防の手段あるいは目的としても位置づけられるに至った（Sida1997）。また外務省は、1997年に「貧困問題は人権問題である」との見解を示した政策文書を公表し（MFA1997:

169) さらに1998年に「D/HR」の指針として『スウェーデン開発協力における民主主義および人権 (Democracy and Human Rights in Sweden's Development Cooperation (1997/98: 76))』ならびに『スウェーデンの外交政策における人権 (Human Rights in Swedish Foreign Policy (1997/98: 89))』を発表し、民主主義および良い統治関連4分野(市民社会、民主的文化、民主的公共機関、および独立したメディア)を重点分野とすることがされた。この一連の外務省の指針表明を受け、「Sida計画」は「全てのスウェーデン二国間開発協力は「D/HR」を反映し尊重すべき」ものとする旨を明らかにし、全てのODAを暴力的紛争への影響ならびに人権の観点から事前評価すべきとの見解を示した(Sida1997: 18)。これにより法整備支援は、「D/HR」のみならず平和や安全を目的とする活動としても位置づけられることになり、その結果法整備支援のアプローチと担当機関は多様化した。

現在、スウェーデンの法整備支援は次の3つの方向性を見せている。第1に、ウメオ(Umeå)大学、ルンド(Lund)大学、ラウル・ワレンバーグ研究所(Raoul Wallenberg Institute: 以下RWIと表記)等を通じた民主主義、人権、法の支配の強化を目的としたアフリカ/アジア/ラテンアメリカ諸国に対する支援、第2に、外務省を中心とする東欧諸国に対するEU加盟を目的とした支援、第3に、安全保障の観点から司法省、警察、国会事務局により実施されているロシア、バルト3国に対する支援である。全ての法整備支援の調整/管理は主にSidaの民主主義・社会開発局民主的統治課

(Department for Democracy and Social Development (DESO) / the Division for Democratic Governance (DESA): 以下DESAと表記)が担当している¹⁰。例えばDESAは、1999年に「D/HR」支援の方法論研究成果として4つの報告書(『政治制度』、『司法部門』、『良い統治』、『民主的統治への参加』)を公表し、2003年、この4つの報告書を要約した『国際開発協力における民主的統治に関する4つの報告書要約 (Four Reports on Democratic Governance in International Development Cooperation Summary)』を政府に提出するなど、政府ならびに議会が定めた方針の達成に向け、ODA事業の手法/戦略を検討し、調整する機能を担っている。

Sidaは現在、実施中の事業を、人権を尊重していない政府を持つ国に対する事業と、人権状況改善に向けて努力している政府を持つ国に対する事業の2つに大別する方針を採用している(Sevastik P. 1997: 25-26)。の場合、人権侵害の監視、法律扶助の供給、政府に対して圧力をかける世論の育成、紛争解決の支援、調停などの分野に対しNGOを通じたODAを実施し、の場合、機能的な執行機関の存在と、国際的基準に適合する法律の存在を特徴とする「法の支配の強化」を目的に、警察庁、検察庁、裁判所、刑務所、弁護士会といった受入国の既存の組織ならびに立法過程を対象としたODAが実施される(Sevastik P. 1997: 26)。さらに法整備支援には、男女平等、子供の権利に関する事業も含まれる(Sevastik P. 1997: 26)。

以上、スウェーデン法整備支援の「理念」である「D/HR」の位置づけの推移を追って

きた。1970年代までは崇高な目的にすぎなかった「D/HR」は、1980年代後半以降、国際環境の変化とスウェーデン国内の援助見直し議論の影響を受け、その成果を具体的に示すことが求められ、法整備支援は「D/HR」の枠組みに位置づけられるに至った。そして1990年代後半以降、「D/HR」が包摂する概念とその関係機関は多様化した。法整備支援の目的は、「法の支配の確立」に収斂される傾向にある。

ここで、現在のスウェーデン法整備支援の「政策体系」の整理を試みる。現在、法整備支援の目的は、「貧困の撲滅」という「政策」目的が、「D/HR」「紛争予防」という2つの「施策」目的に分解され、「D/HR」を目的とする「施策」は「法の支配」を目的とする「事業」に具体化される構造を持つものと理解できる。ベトナム法整備支援（フェーズ III）を例に、「事業」をさらに具体化すれば、「事業」目的である「法の支配の強化」は、（1）法の起草及び執行の強化、（2）法律情報の強化、（3）法教育の強化、（4）法律扶助の強化という目的をもつ4つの「事業」に分解される。そのうちの（1）法の起草及び執行の強化事業は、その目的がさらに3つの「目標」に分解され（（1-1）ベトナム司法省の法律起草能力の強化、（1-2）法執行能力の強化、（1-3）ベトナム司法省の行政管理能力の強化）それぞれの「目標」を達成する手段として「結果」（例えば目標（1-1）の「結果」は4つあるが、そのうちの1つは「政府法案が起草される」である）さらに具体的「活動」（英語研修、セミナーの開催など）が位置づけられている（MoJ/Sida2001）。

勿論、「施策」目的を達成するための「事

業」は、法整備支援以外にも存在する。また「事業」目的である「法の支配の確立」を達成するための「結果」および「活動」はそれぞれの支援対象国において異なる形で展開される。しかしながらここで強調したいのは、スウェーデン法整備支援に関連する全ての事業が、「貧困の撲滅」を頂点に、目的の優先順位が明確に示された「政策体系」を形作っていることである。

・ベトナム法整備支援の「有効性」の検討

本節では、ベトナム法整備支援を事例に、その「有効性（目標達成度）」がいかに説明されているか、評価報告書をもとに検討する。ベトナム法整備支援に着目する理由は、第1にスウェーデンはエルサルバドル、ニカラグア、エチオピア、南アフリカに「D/HR」を目的とする法整備支援を実施しているが、国連ないし国際NGOを通じたものであり、2005年1月現在二国間協定を結んでいるのはベトナム、ラオスのみであること、第2にベトナム法整備支援はスウェーデンが「法の支配の確立」を目標として掲げた最初の事例であること、第3にベトナムに対して法整備支援を行うドナー機関は現在NGOを含め30機関以上にのぼるが、ベトナムにおいてこの分野の支援を最初に開始したのがスウェーデンであったこと、第4にプロジェクト開始から15年近く経過し評価結果の蓄積があり、またこれが現在までのところ成功例としてとらえられていることである。Sidaは何をもってベトナム法整備支援を成功と判断したのだろうか。以下、終了時評価報告書が入手可能であったフェーズIおよびIIを中心に検討する¹¹。

1. ベトナム法整備支援の「目的」とプロジェクトの概要

スウェーデンのベトナム法整備支援は1991年から開始され、現在第3フェーズである¹²。第1フェーズから一貫して取り組むウメオ大学社会科学部法律学科（以下DoL）に加え、1997年からは法学教育分野にルンド大学が、人権教育分野にRWIが協力を開始している。

1992年の政府間協定に示された目的は、第1に海外投資をひきつけ、計画経済から市場経済への移行を促進するような司法条件を創出すること、第2にベトナムにおける法の支配を強化する条件を高めることであった（J. Carlson1999: 1）。この協定に従い、第1フェーズは「法の支配」確立のためにどのような事業が必要かを調査・研究することに主眼が置かれ具体的事業を確定するためのフェーズと位置づけられた。とりわけ行政法、経済関連立法、立法過程、ならびに法曹および司法省職員の法律に関する再教育（legal training）に対するベトナム側からの強い要請に従い、これら4分野を中心にセミナー及び研修が実施された（J. Carlson1999: 7）。

「法の支配の強化」がプロジェクトの目的として明記されたのは、第2フェーズ以降のことである。実施内容は第1フェーズから引き続きセミナーの開催、研修、英語の訓練を中心とするものであったが、セミナーの内容は立法過程、法学教育、行政法、行政手続法、法の支配、刑事訴訟法、民事訴訟法、破産法、ジェンダー、家族法、仲裁、会社法、法律扶助、人権、企業会計、経済紛争解決など多岐に及んだ（J. Carl-

son1999: 36-38）。セミナーのトピックはベトナム側からの要求に従ったものであり、MoJ評価文書が「人権」への関心の高まりを示す一つの例として取り上げている点から（MoJ 1999: 11-13）これらセミナーの内容とその多様化自体が第1フェーズの成果ともいいうる。また第2フェーズ以降、セミナーは「公務員および学者の中に基本的人権に対する注意を喚起し、知識を普及させる」ことを目的に実施され、DoLはRWIと伴にホーチミン国家政治学院（the National Political Academy）において人権セミナーを開催している。共産党幹部を輩出することで知られるこの学院で人権セミナーを開催するにいたったことも、第1フェーズ以来一貫した専門家交流による信頼醸成の成果と見る専門家もいる¹³。次に研修は、「海外機関がベトナムと同種の問題をどのように解決してきたかを議論する機会を提供する」（J. Carlson1999: 17）との目的のもと、スウェーデンの裁判所、刑務所、司法オンブズマン事務所に加え、ヨーロッパ人権裁判所において実施された。さらに、法の変容（legal transformation）をテーマとしたハンガリー、ポーランド、チェコ共和国研修、行政法体系の比較をテーマとするタイ、マレーシア、シンガポール研修等も実施された（J. Carlson1999: 36-38）。これら研修場所及びテーマはベトナム側からの要求に基づきDoLが決定した（MoJ 1999: 11）。最後に英語の訓練は、シドニー大学との協力でハノイ法科大学に英語訓練センター（the English language center）を設立し、「法律に関する文献を理解する能力を高めること」を目的に訓練コースが設けられた（J. Carlson1999: 11）。

このようなベトナム法整備支援がいかに評価されているのだろうか。結論を先に述べれば、Sidaは、法整備支援を評価する上でLFAにおける「目標」概念を解釈し直すことでベトナム法整備支援の「有効性」を説明している。

2. 評価事例の分析

Sidaの「LFAガイドライン」によると、Sidaは、事業の計画策定において、「目標 (objective)」と「結果 (result)」を明確に区分している¹⁴。その理由は、顧客である受入機関とSida / スウェーデン側コンサルタントとの間の事業に対する責任関係を明確にするためとされる (Sida1996: 2-3)。「結果」は、顧客が何のサービスとそのプロジェクトにより受け取るかを示す指標とされ、事業管理者は当該事業の予定期間内に、「結果」において示されたサービスを提供する責任を負う。一方、「目標」は、その事業の「結果」が利用された結果、顧客の状態の何が改善されたかを示す指標とされ、「明確 (specific) で、実現可能 (attainable) で、妥当 (relevant) で、期限が区切られ (limited in time)、できるだけ測定可能 (preferably measurable) であるべき」と定められている (Sida1996: 10)。

ここで問題としたいのは、「目標の明確化」とは何かという点である。ベトナム法整備支援の評価は、目標に示す概念をさらに明確にすることを必要としたのだろうか。また「目標」の提示は「指標」の確定を意味するのだろうか。

ベトナム法整備支援フェーズIIの「目標」は「法の支配の強化」であり、それを達成する手段と位置づけられる「結果」の一つ

は「法規制の創出ならびに既存の法律の修正案を作成すること」とされ、「結果」は事業完了時に達成されるべきもの、「目標」は事業完了から1, 2年後に達成されるべきものと明記されている (J. Carlson1999: 8-9)。事業目標の達成を事業終了時に見込むものとししないのみならず、いつまでに何がどの程度改善されればこれらを達成したことになるのかについての言及はなく、一見したところ「LFAガイドライン」が求める「目標」の条件を満たしているとはいえない。

この点について評価報告書も次のように指摘する。「(PD (1991, 1995および1997)) は、SMART (Specific, Measurable, Accurate, Realistic, Timebound) な目標の前提条件 (事業の妥当性や合理性に関する説明の有無) はクリアしているものの、目標は不明確な上マネジメントの道具としても不十分でありSMARTとは言えない (括弧内筆者追記)」 (J. Carlson (1999: 8-9))。その根拠は、「法の支配の強化」が目標であることは示されているものの、「一般的な市民が彼・彼女らの諸権利が尊重されているという確信を感じることでできる司法制度の構築という点以外、『法の支配』の定義が不明確」であるため、「ベトナムが、法の支配の確立という目的に接近しつつあるのかというToR¹⁵の要請に応えることができない」とする (J. Carlson1999: 9)。

しかしながら、評価報告書はそれを改善すべき点とはみなさず、次のように説明している。「目標を明確にすることは、時には有用ではない。(中略) 反対に、目標を明確にする試みは、ベトナム側とスウェーデン側の対話を一層困難なものにした。なぜならベトナムは、法の支配を意味づけ、概念

化するまさにその過程にあるためである。この過程は、他のどの分野よりも時が必要で、困難で、慎重に期すべき過程である。法の支配概念をあまりに早い時期から容易に定義づけることは、ベトナムの法の支配定着の過程を台無しにしてしまう危険がある。『法の支配』という概念に具体的な意味が付与されるのは、2 国間の対話を継続的に行って初めて行えることである。それをどのくらいの期間行うべきかを決定することは、不可能である。また、対話の質および性質は、適時決定されるものである。」(J. Carlson 1999: 9-10)

このように評価報告書は、「目標」が不明確なことに伴う問題を指摘しながらも、明確化することにより生じる問題への注意を喚起したが、これは「目標の明確化」には2つの側面があることを示唆するものと理解できる。すなわち「目標の明確化」は、目標を明文化することと、明文化された内容の特定化を含む概念として提起されていると考えられる。評価報告書が、「目標の明確化」が時に有用でないと述べたのは、その意味、すなわち「目標」がもつ意味内容の特定化に対してであり、その意味を否定するものではないと理解すべきである。

また、指標について、評価報告書は次のように言及する。「指標は指標であって、それ以上のものは何もない。指標は、何が起こるのかに関する指示を与えるに過ぎない。指標は、プロジェクトが何を達成したかに関する全体像を与えるものではない。」(中略) 指標の設定が困難なのは、指標の設定には目標を明確にする機能を備えるべきとする誤った信仰があるためである」とし、「指標」は、誰が何に責任を負うのか、そ

して それぞれの異なる目標の論理性を明確に示すことを目的に設定すべきとの見解を示した (Carlsson J. 1999: 10)。

このように「目標」と「指標」ととらえた場合、評価者は何をもってベトナム法整備支援事業の「有効性」を判断したのだろうか。一言でいえば、それは「法の支配」の達成状況ではなく、ベトナム側の「能力向上」である。例えば「成果」は次のように示されている。「この5年から10年の間に、第1に、法案作成能力および立法能力の向上が、第2に、専門家の態度の中に法的諸問題に国際的視野から対応する姿勢が見られるようになった (Carlsson J. 1999: 10)」と述べ、具体例として、法律扶助に関するオーストラリアへの研修の結果、法律扶助を受け取るための規定を記したベトナム語の小冊子が、また法情報に関するセミナーの結果、訓練教材が、さらにプロジェクトの参加者による共同研究が実施され、共同報告書 “An Introduction to the Vietnamese Legal System” がベトナム人の手により出版されたことが成果とされている (Carlsson J. 1999: 20-22)。また起草支援に関しても、「セミナーに関連した12の法案がベトナム人により起草された」とし、「これらは、このプロジェクトから一切の支援を受けることなくベトナム人の手により生み出された。このような彼/彼女ら自身の努力は、獲得した知識を使用する能力及び意思の反映であるとみなしうる」としている (Carlsson J. 1999: 22)。

以上を整理すると、「結果 (output)」の達成状況については、セミナーや研修等の実施がベトナム側の要求を満たす形で実施されたかを焦点に、「PD」で契約を交わした

とおりの協力が実施されたかが問われているのに対し、「有効性」については「法の支配の強化」の達成状況ではなく、ベトナム側が事業完了後にDoLの協力なく自らの手で何を生み出したかを焦点としている。さらに、「結果」の達成にはスウェーデン側が責任を負うが、「目標」の達成に主な責任を負うのは、事業の主体であるベトナム側であり、スウェーデン側が判断するのはベトナム側の能力が「法の支配の強化」に向けて向上したといえるかという点のみである。このような見方は、一見すると事業目標である「法の支配」の達成に対する責任放棄とも受け取れる。しかしながら、評価報告書は「法の支配」の達成度を評価することに対し、次のような見解を示している。「この目標（法の支配）に到達するには、依然として遠い道のりがある。国家の法制度（legal system）の変革には、少なくとも50年以上の歳月と一貫した取り組みを必要とする。したがって、わずか7年間の基本的取り組みで、法の支配の確立にむけた何らかの測定可能な影響が生み出されるとの期待は持たないし、ベトナム社会全体、とりわけ私企業や女性企業家、女性や子供に何らかの影響を及ぼすことも期待していない。しかしながら、法の支配の確立を目指した一連の過程が生み出す何らかの変化に方向性を見出し、それが目標（法の支配）に向けた進歩であるかどうか、その傾向を指摘することは可能である。一連の事業活動が、個人の人権保障に裏打ちされた法の支配強化を目指す重要な法律や法令に影響を与え、時にはその起草に影響を与えてきたことは疑いない（括弧内筆者追記）」（Carlsson J. 1999: 15-16）とする。このように、評価報

告書においては、ベトナム側の「能力向上」が、事業目標である「法の支配」へ向けた変化かどうかを判断する「有効性」を説明するものさしの役割を果たしているといえよう。

以上、J. Carlson（1999）は、「目標の明確化」を「目標の明示化」と「目標の特定化」に分解し、「指標化」を「目標の特定化」に伴う問題として位置づけた。さらに「目標」である「法の支配」の「特定化」は、ベトナム側が自ら行なうべきものであり、スウェーデンが事業期間を区切って達成度を測り得るものではなく、評価が可能なのは、事業実施の「結果」が「法の支配」に向けた傾向といえるか否かを指摘することのみであり、その基準はベトナム側の「能力向上」であるとの見解を示した。このようにODAの実施主体のみならず、「有効性」を判断する評価主体もベトナム側にあるとする姿勢が、Sidaの法整備支援評価の一つの特徴であると思われる。Sidaのこのような姿勢は、ODAは原則として受入国国民の信託を受けた受入国政府を通じて促進すべきものであること、そしてスウェーデンの役割は、受入国政府による開発が円滑に進むよう支援することに限られるべきである、というODAに対する思考様式に基づくものであるといえる。しかしながら、「有効性」を「能力向上」の視点からとらえることに対する合意が形成されていると仮定しても、評価主体であるベトナム政府が、「法の支配の強化」の達成状況をいかに判断するのか、そしてベトナム政府による「有効性」評価に対しスウェーデンがいかなる対応を見せるか等、「法の支配」の達成度の評価それ自体にいかに関与するかという課題は依然と

して残るのである。

・ おわりに

本稿は、ベトナム法整備支援評価報告書の検討を通し、報告書が「能力向上」を基準に「有効性」を説明していること、さらに事業目的である「法の支配」の達成を相手国政府の責任とする報告書の見解を明らかにした。

しかしながら、先に述べたようにベトナム法整備支援が目的として掲げる「法の支配の強化」の有効性をいかに説明するかという課題が残る。この課題に取り組むには、法整備支援の有効性を一括りにするのではなく、「法整備」、「支援」それぞれに伴う評価の諸問題を区別し、「評価」という機能にどこまでの意味を持たせるか、評価に何を求めるかを検討する必要があるだろう。「支援」の側面に着目するならば、その有効性は事例のように「能力向上」を基準に説明することも可能であるが、「法整備」に着目する場合、その有効性は「法の支配」また「D/HR」を如何なるものとして捉えるかという問題に密接に関わってくる。すなわち目標の特定化を前提とした有効性の判断が評価の機能として求められることになるのである。評価は、「政治評価」「政策評価」「行政評価」に区別されるが、法整備支援の評価の議論をする場合も事業目標の有効性を問うこと（「政策評価」と、目標の合理性の検証（「政策評価」のみならず価値観、倫理観を問う「政治評価」を含むもの）を区別した議論が必要であると考え¹⁶。

さらに、LFAの適用可能性についても検討すべき課題が残る。SidaがLFAを応用し、「結果」の達成と「目標」の達成に対する責

任分担を明確にした点は、法整備支援のような長期的事業へのLFAの適用例として示唆に富むものといえようが、「目標」の有効性の考慮なくして「結果」のみの有効性を検討するのであれば、それは結局のところ手段の有効性を検討するものに過ぎない。概念上は「目標」と「結果」を区別しながらも、如何に「結果」の達成と「目標」達成との関係を説明するかが法整備支援評価に求められる大きな課題である。この課題は言い換えれば、ODA政策に特有のアカウントビリティの問題に如何に取り組むかを意味する。ODA政策は少なくとも2国間の公共政策の政策体系が統合/重複/相反する政策分野であり、評価の対象となる事業はスウェーデンのODA政策の一環であると同時に、政府間契約に基づき実施されるベトナムの開発戦略の一環でもある。スウェーデン法整備支援の実施/評価主体を相手国とする立場が関連機関に共有されているとしても、ODA政策の「結果に対するアカウントビリティ」を求めるスウェーデン国内の圧力との両立をいかに図るか、どこまで相手国にアカウントビリティを要求するかが模索される。相手国を評価主体とし、ODAの結果に対する責任を分担する以上、相手国政府の評価実施能力の強化、評価実施のための協力関係の構築等が、法整備支援の評価に求められるもう一つの課題であるといえるだろう。

注

1 「開発援助」ではなく「開発協力」としたのは、本稿の対象が90年代以降のスウェーデン法整備支援であり、「開発援助」とされた70年代のODAと区別する意味を込めている（スウェーデンにお

るODA表記の変遷の概略は、(expart) assistance (50年代から60年代) development assistance (70年代) support (80年代) development cooperation (90年代) policy for global development (現在) である。一方で、「法整備支援」としたのは、本稿が取り扱うベトナムの事例をまとめた研究書のタイトルがlegal assistanceとされていること、さらに東南アジア諸国との協力は、東欧諸国などとの協力と異なり、「双子モデル (twinning model)」の適用が限定的であるためである。このモデルは、例えばスウェーデン警察とハンガリー警察との協力という具合に、同様の目的を持つ組織同士がお互いの協力関係を構築することで安全を構築しようとするものである。東南アジア諸国との協力はこのようなモデルが適用されているというよりも、知識や機会の共有 / 提供の側面が強い。本稿はこのような意識からスウェーデンODAを総称する場合は「協力」とし、法分野の国際協力については「法整備支援」を用いることとする。

2 2003年度のGNI比率は0.79% (DAC平均0.25%) であり、LICs、LDCsに対する割合がそれぞれ0.37% (DAC平均0.11%)、0.27% (DAC平均0.07%)、贈与率は99%である。DAC加盟国のうち1986年以降一貫して対GNI比0.7%枠を超えているのは、他にノルウェー (0.9%)、オランダ (0.8%)、デンマーク (0.8%) があり、2000年度からルクセンブルク (0.8%) がこれに加わる。括弧内2003年度統計。統計はOECDのHP (www.oecd.org/dac/stats/dac/dcrannex) を参照。

3 1995年のODA制度改革により設立されたスウェーデンODA実施を一元的に管理する機関。

4 1970年代初頭にUSAIDが開発した事業管理手法。正式にはロジカル・フレームワーク (Logical Framework) と呼ばれる。事業計画のための分析を経た後に作成される事業の要約表 (Logical

Framework Matrix) には、必要な投入、産出、プロジェクト目標、目的、前提条件、指標ならびにそれらの間の論理的関係が示され、評価時にはこれをもとに新たに要約表を作成し、妥当性、目標達成度 (有効性)、効率性、持続可能性、インパクトを検討する。現在、多国間、二国間援助機関を問わず導入が進み、共通言語としての役割を果たしつつある。

5 「Government Bill」(以下Bill) は直訳すれば「政府法案」であるが、本稿は「政府指針」とした。Government Bill (1962: 100) は、2003年に一新されるまで (ODAだけでなくスウェーデンの外交政策、EUや国連との関係に言及)、スウェーデン開発協力のバイブルとされてきたものである。「海外援助法」として紹介された例もあるが、これは制定法ではない。しかし閣議決定の形をとる日本の「ODA大綱」とも性質は異なる。Billは、政府が「政策提案」として議会に提出し (議会Riksdagの中のthe Chamberに提出、委員会が審議)、それが委員会で承認されれば行政計画の指針としての性格を持つものとなる (統治法第7章第7条および第8章第11条)。制定法となるBillの場合、議会で承認されstatutes (法律Lagや政令Forordning) となり、例えばこのバイブルが制定法ならば (SFS1962: 100) と表記される。Billには議事録および提出動機を記すことが義務付けられている (議会法第3章第1条 : 後段)。このような理由から、本稿はGovernment Billを「政府指針」とした。

6 残りの5つの目標は「経済成長」「経済的および社会的平等」「経済的および政治的独立ならびに環境的平等」「天然資源の持続的利用」「両性の平等」である。

7 スウェーデンでのインタビュー調査は、2004年9月16日から10月5日にかけて、Sida本部、ルンド大学、ウメオ大学、ストックホルム大学、司法省、

スウェーデン開発協力政策の理念と評価システム

- 外務省、警察庁、国会事務局において実施した。
- 8 支援対象国は、(1) 新しく生まれた国家であること、(2) 重大な経済的困難を抱えていること、(3) 未だ対外援助をほとんど受けていないこと、を基準に選定された(森田・小川〔1994〕)。1965年に設立されたSIDAが当初対象とした国は、エチオピア、インド、ケニア、パキスタン、タンザニア、チュニジアであった。選理理由は3つあり、キリスト教布教活動の経験、政治的動機、旧英国植民地(英語が使用可能)である。
- 9 民主的統治の概念はそもそも、OECD/DACにより提示されたものである。この概念は、民主化、人権、良い統治、および参加を含めた概念として定義されており、法の支配がその共通したテーマとなっている。Sidaは、民主主義の諸制度を支援するにとどまらず、民主的文化への支援をこれに含めていることから、DACの定義よりも広い意味でこの概念をとらえていることが窺える。Sidaは、民主的統治の概念を次のように定義している。「民主的統治は社会における貧しい人々の影響および権力を、参加、尊厳および諸権利の平等、ならびに透明性およびアカウンタビリティにより特徴付けられた民主的な政治過程を通じて増進することを目指すものである。すべての女性、男性、少女、少年の自由および人権を保障する責任に対する国家の意思および能力が民主的統治の中核である」とする。具体的目標は、立法機関の強化、司法の独立、裁判の効率性、法の支配の促進、行政能力強化、である。
- 10 1995年以前は、司法省に設置された「司法分野の開発協力委員会(KUR: The committee for development co-operation in the legal arena)」が調整を担っていた。
- 11 以下、スウェーデン側評価文書(J. Carlson (1999))およびベトナム司法省によるウメオ大学との協力に関する評価文書(MoJ (1999))を一次資料とする。
- 12 実施期間はフェーズIが1991-1997、フェーズIIが1997-2001、フェーズIIIが2001-2005である。拠出額は、フェーズIで約1700万SEK(約2億6千万円)、フェーズIIで約4600万SEK(約6億9千万円)である。
- 13 国家政治学院人権センター(Vietnamese Research Center for Human Rights)においてベトナム人専門家に対し実施したインタビュー調査による。(2004年9月3日)
- 14 (財)国際開発高等教育機構(FASID)が開発したPCMに当てはめた場合、「objective」「results」はそれぞれ「プロジェクト目標(purpose)」「成果(output)」に対応する。
- 15 Terms of referenceの略。その事業の評価を実施する目的、範囲、評価者、予算、期間、報告様式を示す、Sidaとパートナー双方に同意された契約であり、「evaluation scope」「evaluation mandate」と呼ばれることもある。(S. Molund (2004: 74-75))
- 16 それぞれの概念ならびに評価の分類については、山谷(1997: 16-21)を参照。

参考文献

- 森田朗、小川有美. 1994. 「北欧諸国のODA」、行政管理研究センター調査研究部編『ODAの評価システム(II) 理論と国際比較』行政管理研究センター.
- 山谷清志. 1997. 「政策評価の意味と関連概念」『政策評価の理論とその展開 政府のアカウンタビリティ』晃洋書房.
- Carlsson J., Cars T., Haggqvist E. and Dinh Trung Tung. 1999. Reforming the Legal Sector in Vietnam, An assesment of Sida's support to the Ministry of Justice, Värnamo.
- Danielson A. and Wohlgemuth L. 2003. Swedish

- Development Co-operation in Perspective, Working Paper, The Nordic Africa Institute
- Ministry for Foreign Affairs. 1997. *The Rights of the Poor - Our Common Responsibility: Combating Poverty in Sweden's Development Co-operation*.
- Ministry of Justice. 1999. *Evaluation on the Implementation of the Co-operation Project with Umeå University*.
- MoJ/Sida. 2001. Project Document (Strengthening law making and law implementation in Vietnam 7/2001- 6/2004)
- Molund S. and Schill G. 2004. *Looking Back, Moving Forward* (Sida Evaluation Manual), Sida/UTV.
- Poate D., Riddell R., Chapman N. and Curran T. 2000. *The Evaluability of Democracy and Human Rights Projects -A Logframe-related assessment*, Sida Studies in Evaluation, Sida/UTV.
- Sellström T. 1999. Sweden and National Liberation in Southern Africa (Volume I): Formation of a Popular Opinion (1950-1970), The Nordic Africa Institute
- Sevastik P(ed.) 1997. *Legal Assistance to Developing Countries Swedish Perspectives on the Rule of Law*, Kluwer Law International.
- SIDA. 1993. *SIDA's Strategy for Its Programmes of Assistance in Support of Democracy and Human Rights*.
- Sida. 1996. *Guidelines for the Application of LFA in Project Cycle management*, Department for Policy and Legal Services, Sida.
- Sida. 1997. *Sida's Programme of Action for Peace, Democracy and Human Rights*.